

## 中国税務速報

2026年3月26日

### 一. 「国家税務総局公告 2026 年第 6 号」国家税務総局による増値税納税申告の関連事項の調整についての公告

本公告は、増値税納税申告書の関連項目および申告プロセスの最適化・調整を行い、納税コンプライアンスおよび申告効率の向上を目的とする。主なポイントは以下のとおりである。

1. 増値税申告書の構造を最適化し、一部の申告欄を統合・調整することで重複記入を削減。業務類型ごとに記入すべきデータ範囲を明確化し、データ基準の一貫性を向上。
2. 電子申告の要件を明確化し、電子税務局の利用を強調。オンライン手続の比率向上を図るとともに、電子申告におけるデータインターフェースやアップロード要件について統一的な規定を設ける。
3. 特殊業務の申告処理を規範化。地域をまたぐ事業、簡易課税、免税項目などについて申告基準を明確化し、納税者に対し業務属性に基づく正確な分類申告を求め、漏れや誤りを防止する。
4. 本制度の調整により、納税申告の規範化・デジタル化を一層推進し、企業負担の軽減を図る。

出典：「国家税務総局公告 2026 年第 6 号 国家税務総局による増値税納税申告の関連事項の調整についての公告」 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5247507/content.html>

### 二. 「財関税〔2026〕6号」財政部・税関総署・税務総局による海南自由貿易港における島内居住者消費向け輸入商品の「ゼロ関税」政策に関する通知

本政策は、海南自由貿易港における島内居住者の消費に関する輸入商品のゼロ関税の適用ルールを中心とし、消費の国内回帰促進および海南自貿港建設の推進を目的とする。

1. ゼロ関税の対象商品の範囲を明確化：主に島内居住者が自家使用または消費する輸入商品を対象とし、優遇対象品目および対応する監督管理方式を明示する。
2. ゼロ関税の適用要件を規定：居住者は合法的身分を有し、島内で消費・使用することが必要。企業は規定に基づき届出・申告を行い、税関の監督管理を受けることが必要。
3. 監督管理およびリスク防止の要件を明確化。ゼロ関税の対象商品が本土市場に流入することを防ぐため、商品の流通追跡メカニズムを構築し、不正流通や転売、譲渡等の行為には処罰を実施する。
4. 海南省による「免税＋低税率＋利便性」制度の構築を支援。消費高度化および産業集積を促進することで、自由貿易港全体の税制改革の基盤を整備する。

出典：「財関税〔2026〕6号」財政部・税関総署・税務総局による海南自由貿易港における島内居住者消費向け輸入商品の「ゼロ関税」政策に関する通知

[https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content\\_7033408.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content_7033408.htm)

### 三. 「財政部・税務総局公告 2026 年第 11 号」工業情報化部による「技術契約認定登録管理弁法」公布に関する通知

2026 年 2 月 9 日に工業情報化部が公布した『技術契約認定登録管理弁法』公布に関する通知は、技術契約の認定および登記手続きに関する規則を主に定めており、企業に関連する税制上の優遇措置や科学技術政策を享受するための根拠を提供している。

1. 技術契約の認定範囲および基準を明確化。技術開発、技術移転、技術コンサルティング、技術サービス等の契約類型を対象とし、契約内容、技術成果、権利義務等について明確な要件を規定する。
2. 認定・登録プロセスを規範化し、申請資料、審査プロセス、登録要件を明確化。オンライン申請および情報化管理を強調し、透明性と効率性の向上を図る。
3. 部門間の連携とデータ共有を強化。工業情報化、科学技術、財政、税務などの部門が認定に関する情報を相互に連携することで、納税者が税制上の減免や優遇政策を受けやすくする。
4. 技術革新および成果の実用化を支援。認定制度の整備により技術契約の質を向上させ、技術取引の活発化およびイノベーション環境の発展を促進する。

出典：「財政部、税務総局の公告 2026 年第 11 号」工業情報化部による「技術契約認定登録管理弁法」公布に関する通知

[https://www.miit.gov.cn/jgsj/kjs/wjfb/art/2026/art\\_ccf28613115d4960810b3b68253b0a25.html](https://www.miit.gov.cn/jgsj/kjs/wjfb/art/2026/art_ccf28613115d4960810b3b68253b0a25.html)

### 四. 「財政部・税務総局公告 2026 年第 13 号」財政部・税務総局による増値税仕入税額控除等に関する事項の公告

財政部および税務総局は 1 月 30 日に『増値税仕入税額控除等に関する事項の公告』を公布した。2026 年 1 月 1 日に遡って施行する。従来規定と本公告が一致しない場合には本公告を優先適用する。

一. 増値税の仕入税額控除について、売上税額から控除可能な仕入税額は以下のとおり定める。

1. 一般納税者が自動車を購入し、自動車販売統一発票を取得した場合、発票記載の増値税額を控除可能とする。
2. 国内旅客輸送サービスを購入した場合、増値税専用発票のほか、鉄道電子乗車票、航空運送電子旅程書等の電子発票に記載または含まれる増値税額を控除可能とする。旅客情報が記載された道路・水路等の交通券については、 $\text{控除可能額} = \text{券面金額} \div (1 + 3\%) \times 3\%$ とする。
3. 一般納税者が道路・橋梁・水門の通行サービスを購入し、増値税専用発票のほか、有料道路通行費の電子普通発票、または「通行費」の文字が記載された電子発票（普通発票）を取得した場合、発票記載の増値税額を控除可能とする。橋梁・水門の通行費については、 $\text{控除可能額} = \text{発票記載の金額} \div (1 + 5\%) \times 5\%$ とする。
4. 一般納税者が仕入れた貨物（固定資産を除く）やサービスについて、簡易課税方式適用の課税項目、増値税免税項目、および控除不可の非課税取引に使用し、そのうち控除不可仕入税額を区分できない場合は、当期に控除できない仕入税額の計算方法が明確に定められた。
5. 一般納税者が納税証明書に基づき仕入税額を控除する場合、書面契約、支払証明、海外事業者の取引明細書または発票の提出が必要となった。納税者が規定に従って上記の資料を提出しない場合、控除が認められない。

二. 資産再編について

資産再編について、控除不可の非課税取引に該当しないことを明確化し、上記の資産再編の実施により合併が行われ、税務登録抹消前において未控除の仕入税額があるときは、合併後の納税者が引き続き控除できることを明確にした。

三. 一つの課税取引に二つ以上の税率が適用される場合について  
課税取引の主たる業務に基づく税率を適用することを明確にした。

出典：「財政部・税務総局公告 2026 年第 13 号 財政部・税務総局による増値税仕入税額控除等に関する事項の公告」 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247494/content.html>